

承認第 10 号

専決処分事項の承認について

橋本市税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 15 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 2 年 4 月 30 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市税条例の一部を改正する条例

第1条 橋本市税条例(平成18年橋本市条例第70号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 (読替規定)	附 則 (読替規定)
第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条又は第62条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで」とする。</u> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 略	第10条の2 略
2～19 略	2～19 略
20 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。 (軽自動車税の環境性能割の非課税)	20 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。 (軽自動車税の環境性能割の非課税)
第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたとき限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (個人の市民税の税率の特例等)	第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたとき限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (個人の市民税の税率の特例等)
第23条 略	第23条 略
(新型コロナウイルス感染症等に係る徵収猶予の特例に係る手続等)	(新型コロナウイルス感染症等に係る徵収猶予の特例に係る手続等)
第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。	第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。
2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第	2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第

4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条
第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

第2条 橋本市税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
附 则 (読替規定)	附 则 (読替規定)
第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第63条又は第64条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第63条若しくは第64条</u> 」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第62条又は第63条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条若しくは第62条</u> 」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 略	第10条の2 略
2～19 略	2～19 略
20 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。 (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)	20 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。 (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)
第24条 略	第24条 略
(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)	(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。
(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)	(新型コロナウイルス感染症等につき新型コロナウイルス感染
第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき	

症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2
第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和
16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。